

全医労

FAXニュース

2021.3.16

発行：全医労四国地方協議会

看護師を大事にすべき！

大事にしなければ病院は成り立たない！

寶田裁判第3回（証人尋問）高裁控訴審

寶田裁判とは？

平成24年1月、38年間の看護師キャリアの寶田都子さんは、高松市内の民間病院併設の老健施設で師長として働きましたが、看護師不足による長時間労働、休日労働、連続勤務を強いられ、その上、入所者確保95%のノルマ未達成による理事長や事務長からのハラスメントにより平成25年3月に退職勧奨と降格処分通告により、そのことが原因で精神障害（うつ病）を発症しました。その後、突発性難聴を発症し左耳の聴力をほぼ失いました。その後、平成25年11月に高松労基署へ休業補償給付を求める労災申請をしましたが、不支給とされ、審査請求・再審査請求をしましたが棄却。平成29年1月高松地裁に提訴しましたが、労働時間はタイムカードどおり、うつ病、突発性難聴を発症するほどでありながらも心理的負荷「中」どまりであったとして、原告の請求を棄却しました。

3月15日の高松高裁で第3回控訴審（証人尋問）では…

3月15日、寶田裁判、第3回高裁控訴審では証人尋問がされました。全医労から2名傍聴しました。証人Nさんは当時理事長側の立場の人でしたが、いかに異常な職場環境だったか職場を去って初めて実感し、証人として勇気を出して証言しました。証人Nさんは労基署の調書前に施設幹部の打ち合わせで「長時間労働はなかった、パワハラはなかった」と保身のために口裏合わせをしたことなど生々しく証言しました。報告集会に参加した証人Nさんは「寶田さんは真面目に業務にあたっていた。看護師を大事にすべき。大事にしなければ病院は成り立たない」とパワハラのない職場であってほしいと願いをこめて発言していました。

労災保険は仕事中に被災した労働者の保護のためではないのか？

寶田さんがうつ病と突発性難聴を発症して8年経過しても、国は労災保険の休業補償給付を認めようとしません。労働者の保護のための労災保険でありながら、認定基準の厳しさから被災した労働者を救うものになってしまいます。本来の労災保険に立ち返った判決を願います。